

平成 23 年 7 月 5 日

厚生労働大臣 殿

平成 22 年 10 月 29 日に愛知県碧南市の認可保育所で起こった死亡事故に関する要望書

愛知県碧南市・・・・・・・・

・・・・・・・・

栗並 秀行

栗並 えみ

平成 22 年 10 月 29 日に愛知県碧南市の認可保育所で起こった死亡事故（以下、本件という。）に関して、事故の再発防止を図る立場から、下記の事項を要望いたします。

## 1 愛知県に対する助言・勧告の実施等について

- a. 国に提出された本件に関する事故報告書において、重大な事実（保育士が 1 歳児の食事の見守りを行っていなかったこと、そのことを園が組織的に隠蔽していたこと、園の乳児室の面積が届出の面積よりも狭かったこと、園児 1 人あたりの乳児室面積が著しく狭い状態であったこと）が報告されていないので、事故報告書の内容を是正して再度提出するよう県及び市に求めてください。
- b. 上記の重大な事実は、本来は園の指導監督権限を持つ県が責任を持って明らかにすべき事項ですが、すべて遺族による聞き取り・指摘によって明らかになったものです。その後も、県は園の立入調査すら行っておらず、市や園に対して具体的な指導も行っておりません。このように、県が果たすべき責任を果たしていない状況が見られるため、国から県に対して適切な助言・勧告を行ってください。
- c. 死亡事故という重大な事故が発生したにも関わらず、事故発生から半年以上が経過した現在においても、園、市、県ともに十分な事実確認を行っておらず、事故検証もなされていません。本件の事故検証にあたっては、医学・栄養学・保育学・社会学などの専門的判定が必要であるとともに、新聞報道で指摘された最低基準（乳児室又はほふく室の面積に関する最低基準）の解釈・運用の問題など広域的視点からの検証も必要であることから、県が専門家を含む第三者委員会等を設置して事故検証を行うよう、県に対して助言・勧告を行ってください。

## 2 保育所における事故の調査に関する行政の責任の明確化について

- a. 法令において、保育所における事故の調査に関する行政の責任を明示してください。

児童福祉法においては、施設の最低基準の維持に関する調査のみが規定（第 46 条）されるだけであり、保育所における事故の調査に関する明確な規定がありません。今回、死亡事故という重大な事故が発生し

たにも関わらず、保育行政による事故の調査が十分に行われず、保育士への聞き取り調査等を遺族自身が行って初めて重大な事実が判明したことからも、現行の法制度に重大な欠陥があることは明らかです。

保育所で発生した事故に関しては、行政がきちんと責任を持ってこれを調査するとともに、事故の再発防止に向けた適切な対応を行うよう、これを法令において明記してください。

また、医療分野における医療安全調査委員会のような制度を、保育分野においても設けてください。

- b. なお、国においては、各自治体より受けた事故の報告を単に集計するだけでなく、これらの報告から得られた問題点や教訓を明らかにし、事故の再発防止策を検討するなどの対応を行ってください。あわせて、各自治体及び各保育所が事故に関する情報を共有することにより、事故の再発防止が図られるような仕組みを整えてください。

### 3 「乳児室又はほふく室の面積に関する最低基準」の明確化及び最低基準の引き上げについて

- a. 「乳児室又はほふく室の面積に関する最低基準」の解釈を明示してください。【別紙参照】

児童福祉施設最低基準第32条で定める、「乳児室又はほふく室の面積に関する最低基準」が不明確であるため、最低基準について各自治体及び各保育所によって異なる解釈・運用がなされています。

東京都では2歳未満の乳幼児については3.3㎡/人が必要との解釈・運用が行われていますが、碧南市では2歳未満のほふくする乳幼児であっても乳児室1.65㎡/人を確保すれば問題ないとの解釈・運用が行われていました。本件はそのような状況下で起こりました。

子どもの生命に直結する最低基準について、このように2倍の格差が生じている実態を重く受け止め、碧南市のような極めて危険な解釈を是正するためにも、「乳児室又はほふく室の面積に関する最低基準」についての国の解釈を速やかに明示してください。

- b. 「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」において、面積基準を科学的・実証的に検証した結果、「2歳未満児に最低限必要な居室面積は4.11㎡/人」「2歳以上児に最低限必要な居室面積は2.43㎡/人」であることが判明したのですから、これらの面積が各保育所において確保されるよう、最低基準の引き上げを速やかに行ってください。
- c. 低年齢児保育のニーズが高まる中、上記a・bのような問題を放置するならば、本件と同様の事故が発生する可能性は極めて高いと考えられるので、速やかに国による対策を講じてください。当面の対応として、①「乳児室又はほふく室の面積に関する最低基準」の解釈、②科学的・実証的に検証した結果（2歳未満児に最低限必要な面積は4.11㎡/人以上であること）、を各自治体及び各保育所に周知徹底してください。
- d. 都道府県等への権限移譲が行われる中で、児童福祉施設最低基準第3条が改変あるいは削除されるようなことがあれば、現行の不十分な最低基準の維持・向上すら図られなくなる恐れがあります。現行の最低基準は必ずしも十分なものではなく、これを常に向上させるよう努めるのが保育行政の責務であることを、法令に必ず明記してください。

児童福祉施設最低基準（抄録）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

(参考) 「保育所入所定員の弾力化等について」に関する御意見等について

(H13. 3. 30 厚生労働省HP掲載) より

【乳児室及びほふく室の面積について】

- 「乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室を設けること」とする児童福祉施設最低基準第32条第1号の解釈について明確にすべき。
- 乳児又は満二歳に満たない幼児のうちほふくしない乳幼児について、乳児室1.65平方メートルが必要であり、乳児又は満二歳に満たない幼児のうちほふくする乳幼児について3.3平方メートルが必要です。

◆上記最低基準についての国の解釈を、以下の点から明示してください。

(以下、乳幼児とは、乳児又は満二歳に満たない幼児のことをいう。)

- ・子どもの発達には「寝返りを打つ→おすわりをする→ハイハイする→伝い歩きする→一人歩きする」と進行するのが一般的であるが、ハイハイをせずに転がって移動する子、背ばいで移動する子、ハイハイをすることなく伝い歩きを始める子など、発達状況は子どもによって異なる。「ほふくする」とは、どのような状態と定義しているのか。例えば、転がって移動する子、背ばいで移動する子は「ほふくする乳幼児」に含まれるのか。また、移動の手段として、(ハイハイではなく)一人歩きが中心の状態まで成長した子は「ほふくする乳幼児」に含まれるのか。
- ・「乳児室」とは、「ほふくしない乳幼児」を対象とし、当該乳幼児一人当たりの必要面積は1.65㎡以上とするのが、国としての解釈か。
- ・「ほふく室」とは、「ほふくする乳幼児」を対象とし、当該乳幼児一人当たりの必要面積は3.3㎡以上とするのが、国としての解釈か。
- ・「ほふくしない乳幼児」は「乳児室」において、「ほふくする乳幼児」は「ほふく室」において、別々の部屋に分けて保育すべきである、というのが国としての考えか。あるいは、「乳児室」において、日常的に、ほふくする乳幼児や、主に一人歩きで移動する乳幼児を保育してもよいのか。後者の場合、これらの乳幼児一人当たりの必要面積は、何㎡以上か。
- ・主に一人歩きで移動する乳幼児は「ほふく室」「保育室」のどちらで保育すべきか。
- ・最低基準について、壁や扉によって仕切られた部屋ごとに、これを満たさなければならないと解釈すべきか。あるいは、壁や扉によって仕切られた部屋の面積についても合算した上で、これを満たせば問題ないと解釈すべきか。